

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

(平成二十六年三月六日 内閣府、総務省、財務省、農林水産省、告示第一号)  
内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、告示第一号)

最終改正 令和五年四月二十四日 告示第三号

対内直接投資等に関する命令 (昭和五十五年 総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、建設省、郵政省、労働省、令第一号) 第三条

第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種 (別表第一に掲げる業種を除く。) に該当しない業種 (別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。) と定め、平成二十六年四月一日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件 (平成二十年三月 内閣府、総務省、財務省、農林水産省、告示第一号) は、同日から廃止する。